

## 6.5 教育の質の向上

### 進捗状況報告

1. 共同指導体制の確立については、研究報告会のより一層の実効性確保に向けて検討を進めているところである。
2. 副指導教員制の充実については、TA(teaching assistant)制度を活用して、後期課程学生による前期課程学生の論文執筆のノウハウや文献調査等についての助言・指導や学部学生への学習指導の制度の導入を検討中である。シラバスの作成については、全学レベルでのシラバス作成の検討に合わせて法学研究科でも検討を続ける。大学院学生による授業評価は2007年度より実施が決まっている。

### 学内第三者評価

研究発表会の充実や副指導教員制の導入など、教育の質の向上への努力は評価できる。

シラバスに関しては、2006年度の認証評価において、「助言」として「法学研究科では、授業内容の標準化が必要と思われる高度専門職業人養成コースにおいて、詳しいシラバスが作成されていない」と指摘を受けており、早急な対応が求められる。

また、2007年度から実施される授業に関するアンケート調査の結果を、教育上の制度や教育内容にフィードバックすることが求められる。2006年度の認証評価において本学は助言として「各研究科では、これまでFD活動に組織的に取り組んできたとは言えない。しかし、2006(平成18)年度に、「大学院ファカルティ・デベロップメント部会」が設置され全学的検討が開始されたところなので、今後の活動が期待される。」との指摘を受けており、2010年には改善報告書を提出しなければならない。2007年度の重要課題として取り組むことが望まれる。

なお、2007年度の大学院設置基準の改正( )により、大学院ではシラバスの作成、FD活動が義務化された。

大学院設置基準(2007年度改正)  
第14条の2(成績評価基準等の明示等)  
大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第14条の3(教育内容等の改善のための組織的な研修等)  
大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

なお、特別委員から以下の意見があった。

- ・改善が進められていると判断される。TA制度は、後期課程の学生にとっても、その指導を受ける学生にとっても有益であることが明らかになっているので、実施が望まれる。